

## ○東温市 1 人 1 台端末等の使用及び通信機器の貸与に関する要項

### (目的)

第 1 条 この要項は、GIGA スクール構想に伴い整備した 1 人 1 台端末等の使用及び家庭学習のための通信機器の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1 人 1 台端末 GIGA スクール構想に伴い東温市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が整備し、東温市立小中学校(以下「学校」という。)において管理している児童生徒用 1 人 1 台端末(付属品を含む。)をいう。
- (2) モバイルルーター インターネットを利用した家庭学習ができる環境を整備するため、教育委員会が整備したモバイル Wi-Fi ルーター(付属品を含む。)をいう。
- (3) SIM カード ルーターに挿入して使用する通信用 SIM カードをいう。
- (4) アカウント 1 人 1 台端末でクラウドサービス等を利用するために学校が付与したアカウントをいう。
- (5) 端末等 第 1 号ないし第 3 号に掲げる機器をいう。この場合において、「SIM カード」とあるのは、教育委員会が貸与する SIM カードをいう。

### (使用者及び使用期間)

第 3 条 端末等及びアカウントを使用することができる者(以下「使用者」という。)は、学校に在籍する児童生徒とする。

2 端末等及びアカウントを使用することができる期間は、学校に在籍している期間とする。

### (家庭での使用)

第 4 条 家庭学習のために学校長が必要と認めたときは、端末等及びアカウントを家庭で使用させることができるものとする。

2 端末等を家庭で使用する際の電気使用料は、学校で充電して持ち帰る場合を除き、使用者の保護者（以下「保護者」という。）が負担するものとする。

3 1人1台端末と通信機器との接続は、保護者において行うものとする。  
(モバイルルーターの貸与)

第5条 モバイルルーターは、使用者の自宅に無線通信環境が整備されていない場合に限り1家庭につき1台を貸与するものとする。この場合において、同一世帯に属する全ての使用者は、当該モバイルルーターを使用できるものとする。

2 モバイルルーターは、保護者に対し貸与するものとする。

3 モバイルルーターの貸与を受けようとする保護者は、通信機器貸与申請書（様式第1号）を使用者が在籍する学校を通して教育委員会へ提出するものとする。

4 教育委員会は、前項の申請を受理したときは、学校長の意見を考慮の上貸与の可否を決定し、通信機器貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

5 教育委員会は、前項の規定により貸与を決定したときは、別に定める通信機器貸与台帳に登録するとともに、保護者にモバイルルーターを貸与するものとする。

6 モバイルルーターで使用するSIMカードは、保護者が契約し、その通信料については保護者が負担するものとする。ただし、次条の規定によりSIMカードの貸与を受ける場合は、この限りではない。

(SIMカードの貸与)

第6条 SIMカードは、使用者の自宅に無線通信環境が整備されておらず、かつ、保護者が東温市就学援助実施要綱第2条第1項第2号に規定する準要保護者である場合に限り1家庭につき1枚を貸与するものとする。

2 前条第2項ないし第5項の規定はSIMカードの貸与について準用する。この場合において、「モバイルルーター」とあるのは「SIMカード」と読替えるものとする。

(端末等使用上の注意)

第 7 条 保護者は、端末等及びアカウントを使用者に使用させるにあたり、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 端末等及びアカウントは、学校長が認める学習活動以外に使用してはならない。
- (2) 端末等及びアカウントは、他人に使用させてはならない。
- (3) 他人の端末等及びアカウントを使用してはならない。
- (4) 1 人 1 台端末では、学校から使用を許可されたソフトウェアのみを使用し、無断で設定の変更（ソフトウェアのインストール及びアンインストールを含む。）を行ってはならない。
- (5) 端末等に不具合が生じたり、亡失、破損、盗難等があったときは、速やかに学校にその旨を報告しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるほか、別に定めるタブレット活用のルール及び学校長の指示に従わなければならない。

（端末等の管理及び損害賠償等）

第 8 条 使用者及び保護者は、端末等を譲渡、転売その他の学校長が認める学習活動以外に使用してはならない。

2 使用者及び保護者は、端末等を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意又は重大な過失により端末等を亡失、破損又は故障させたときは、保護者がその補填に要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

3 前号に掲げる費用のほか、端末等及びアカウントの使用に伴い発生した損害については、保護者が負担しなければならない。

（端末等の使用停止）

第 9 条 学校長は、第 3 条第 2 項に規定する使用期間にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、1 人 1 台端末の使用を停止させることができる。

- (1) 使用者又は保護者が、前 2 条の規定に違反したとき。
- (2) 1 人 1 台端末の管理において、使用を停止させるべき特別な事情が生じたとき。

2 前項の規定は、モバイルルーター及び貸与した SIM カードについて準用する。この場合において、「学校長」とあるのは「教育委員会」と、「1 人 1 台端末」とあるのは「モバイルルーター及び貸与した SIM カード」と読替えるものとする。

(端末等の返却)

第 10 条 使用者及び保護者は、次の各号の一に該当するときは、学校長に対し遅滞なく 1 人 1 台端末を返却しなければならない。

(1) 使用者の卒業や転校等により、使用していた学校に在籍しなくなったとき。

(2) 前条の規定により使用の停止を受けたとき。

2 使用者及び保護者は、次の各号の一に該当するときは、教育委員会に対し遅滞なくモバイルルーター及び貸与した SIM カードを返却しなければならない。

(1) 使用者の卒業や転校等により、学校に在籍しなくなったとき。

(2) モバイルルーターの貸与を受けた保護者であって、第 5 条第 1 項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) SIM カードの貸与を受けた保護者であって、第 6 条第 1 項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 前条の規定により使用の停止を受けたとき。

3 学校長及び教育委員会は、前各項の規定により端末等の返却を受けたときは、端末等の動作確認を行うものとする。

4 教育委員会は、第 2 項の規定によりモバイルルーター及び貸与した SIM カードの返却を受けたときは、通信機器貸与台帳から登録を削除するものとする。

(その他)

第 11 条 教育委員会は、端末等及びアカウントの使用履歴を収集できるものとし、端末等の管理その他必要な限度において利用できるものとする。

2 使用者が 1 人 1 台端末及びアカウントを使用するにあたり、保護者は、同意書（様式第 3 号）を使用者が在籍する学校を通して教育委員会へ提出しなければならない。

3 この要項に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

通信機器貸与申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

通信機器貸与決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第3号(第11条関係)

同意書

[別紙参照]



通信機器貸与決定（却下） 通知書

年 月 日

様

東温市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました通信機器の貸与について、下記  
のとおり決定しましたので通知します。

記

1 利用を許可します。

貸与機器		<input type="checkbox"/> モバイルルーター <input type="checkbox"/> SIM カード
使用者	児童生徒 氏 名	
	学 校	東温市立                      学校

2 申請を却下します。

(理由)

同 意 書

年 月 日

（宛先）東温市教育委員会

保護者 氏 名  
（署 名）

電話番号

使用者との続柄

次の使用者が 1 人 1 台端末及びアカウントを使用するにあたり、確認事項に同意します。

使用者	児童生徒 氏 名	
	学 校	東温市立 学校 （ 年 組）

【確認事項】

- 1 取扱いには十分注意し、大切に使用します。
- 2 学校長が認める学習活動以外には使用しません。
- 3 別に定める「タブレット活用のルール」を守ります。
- 4 使用期間が終了したとき又は使用の停止を受けたときは、速やかに返却します。
- 5 故意又は重大な過失により亡失、破損又は故障させたときは、その補填に要する費用を負担します。
- 6 教育委員会が使用履歴（ログ）を収集し、1 人 1 台端末の管理等のために利用することに同意します。